

総合評価落札方式（特別簡易型）の見直し概要

令和 7 年 3 月 青森市総務部契約課

本市における総合評価落札方式（特別簡易型）について、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から、下記のとおり一部見直しのうえ運用します。

なお、詳細は、市ホームページ掲載の「総合評価落札方式の運用の手引き（令和 7 年度版）」等を参照してください。

1 見直し内容

（１）配置技術者の保有する資格の見直し（解体工事）

解体工事における技術者評価にて、登録解体基幹技能者の資格を追加します。

（２）主任（監理）技術者の「継続教育（取得単位）」の暫定措置を廃止

継続教育制度の証明日を過去 4 年間のいずれかの日としていた暫定措置を廃止します。これにより当該年度に公告される工事には、前年度末（3 月 31 日）時点を証明日とする証明書の提出が必要となります。

（３）価格以外の評価点の事前登録の終了

令和 7 年 1 月 1 日以降、総合評価落札方式の対象工事が設計金額 5,000 万円以上となったことに伴い、価格以外の評価点の事前登録を終了します。

（４）年次修正、字句の整理等

2 実施期日

令和 7 年 4 月 1 日以降に公告する案件から実施します。